

資料

減免制度の現状と課題

令和4年7月13日

札幌市都市局市街地整備部
住宅課（住宅管理担当）

諮問の趣旨

① 減免基準額のあり方

➡ 現行の減免基準額(74,000円)は、平成23年度の標準世帯の生活保護費がベースとなっているが、その後、2度生活保護費が引き下げられている。

本日協議したいテーマ

② 最低負担額・全額免除のあり方

➡ 現行の最低負担額(4,200円)は、市営住宅の維持管理費用を考慮し設定した額であるが、現行基準において適用例が極めて少ない。

③ 負担率・負担率区分のあり方

➡ 現行では本来家賃に対する負担率は90%から40%までの4区分となっているが、減免世帯の8割を超える世帯が負担率40%以下となっている。

① 減免基準額のあり方

前回の検討事項①

生活保護制度の生活扶助基準は5年ごとに見直し

➡ **次回見直しが令和5年である中、令和5年4月に新基準を実施することとした場合の可否**

前回の検討事項②

採用するモデル世帯について

➡ **現行の標準世帯（33歳男、29歳女、4歳子の3人世帯）を引き続き採用することの可否**

前回の検討事項における主な意見

～検討事項①について

- ・ 減免基準を金額で設定してしまうと、国の基準変更により乖離が生じるので、算式等により自動で基準が連動するような表現にしてはどうか。
- ・ 必要に応じ、その都度協議会に諮問して、あり方を検討してもよいと考える。

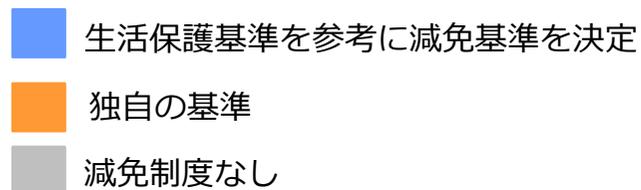
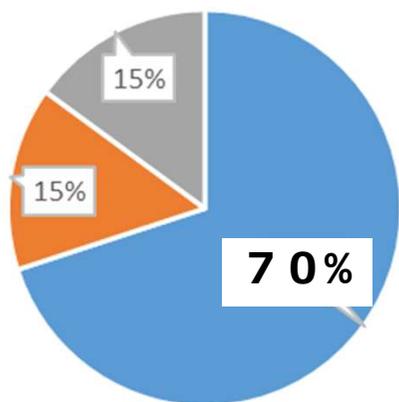
～検討事項②について

- ・ 減免基準はひとつに統一しなければならないのか。世帯構成に応じて複数基準がある自治体はあるか。 ⇒調査結果をP4以降に記載
- ・ 単身世帯、高齢者世帯の増加による世帯構成の変化は見られるが、実際に供給されている住戸の大半が世帯向けであることに鑑みると、国の標準世帯を基軸にしたままでよいのではないか。
- ・ 世帯人数別にシミュレーションした後検討してはどうか。基準は複数化しなくてもよいと思う。
⇒試算結果をP6以降に記載

政令指定都市（全20市）に照会

① 減免基準の設定の仕方

生活保護基準を参考に減免基準を決定	14	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、新潟市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
独自の基準	3	川崎市、名古屋市、岡山市
減免制度なし	3	相模原市、静岡市、浜松市



7割

の政令市が

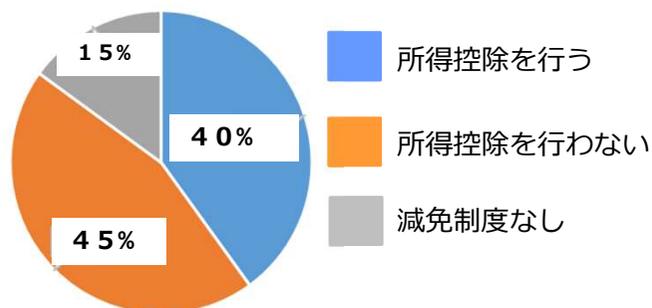
生活保護基準を参考に
家賃の減免基準を設定している。

- ・ 国で定めた標準世帯により換算
- ・ 住宅扶助に基づき設定
- ・ 生活保護基準表 + 健康保険等

家賃減免基準の設定の仕方は様々

② 減免審査における世帯の月収の考え方

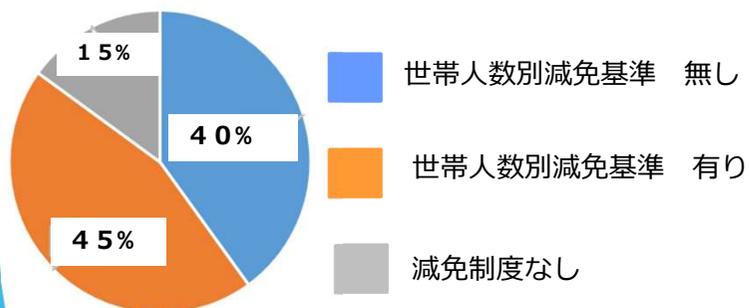
所得控除を行う	8	札幌市、仙台市、さいたま市、名古屋市、堺市、岡山市、北九州市、熊本市
所得控除を行わない	9	千葉市、横浜市、新潟市、川崎市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市
減免制度なし	3	相模原市、静岡市、浜松市



家賃計算で規定されている（税法上）の所得控除計算を行う市と所得控除を行わない市がほぼ同数

③ 世帯人数別減免基準の有無

世帯人数別減免基準 無し	8	札幌市、仙台市、さいたま市、川崎市、名古屋市、堺市、岡山市、熊本市
世帯人数別減免基準 有り	9	千葉市、横浜市、新潟市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市
減免制度なし	3	相模原市、静岡市、浜松市



世帯人数別減免基準が無い市と、世帯人数別に複数の減免基準が有る市がほぼ同数

◆ 最低生活費とは

- ・生活扶助...食費・光熱水費・医療費・家具、電化製品等の更新費などの費用
 - ・住宅扶助...家賃など住まいの費用
 - ・教育扶助...義務教育にかかる費用（学校で使用する学用品や給食費など）
- その他、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助などがあります。

（札幌市ホームページ 生活保護制度より一部抜粋）

～生活保護基準から減免基準への換算方法

- ① 生活保護世帯(資料7ページ表左欄の現行基準)の最低生活費月額から年間の保護費合計額を計算
 $152,970(\text{円}/\text{月}) \times 7(\text{月}) + 188,910(\text{円}/\text{月}) \times 5(\text{月}) + 40,620 + 46,000 \times 12(\text{月}) = 2,607,960(\text{円})$
- ② 年間の保護費合計額を**給与所得と見立てて**政令で規定された所得計算※を実施
 $2,607,960(\text{円}) \Rightarrow 2,604,000(\text{円})$ (4000で割り小数点以下を切り捨てた後4000を掛ける※)
 $2,604,000(\text{円}) \times 0.7 - 80,000 = 1,742,800(\text{円}) \leftarrow \text{年間所得}$
※ 国税庁ホームページ:給与所得控除の計算方法等より
- ③ 上記②で算出した年間所得から該当する控除をひく
 $1,742,800(\text{円}) - 860,000(\text{円}) = 882,800(\text{円})$
※標準世帯における控除は、基礎控除10万円、扶養控除38万円×2名の計86万円
- ④ 上記③を12で割り1か月あたりの金額を算出
 $882,800(\text{円}) \div 12(\text{月}) = 73,566 \approx \underline{74,000(\text{円})}$

～標準世帯(※)と現在の市営住宅入居者平均との比較

- 試算1 ⇒ R4年度の標準世帯における最低生活費に基に、前ページ①～④により換算
- 試算2 ⇒ 世帯人数ごとに現在の市営住宅入居者の平均年齢を算出し、その世帯が生活保護を受けた場合の最低生活費を基に、前ページ①～④により換算

	現行基準	試算1	試算2				
	H23年度の標準世帯	R4年度の標準世帯	単身世帯	2人世帯 (名義人+配偶者)	2人世帯 (名義人+子)	3人世帯	
世帯構成	33歳(男) 29歳(女) 4歳(子)	33歳(男) 29歳(女) 4歳(子)	72歳	73歳(名義人) 71歳(配偶者)	65歳(名義人) 36歳(子)	65歳(名義人) 62歳(配偶者) 32歳(子)	
最低生活費	生活扶助(夏季)5～9月	152,970	152,120	71,690	115,890	117,620	144,590
	生活扶助(冬季)10～4月	188,910	172,740	84,470	134,030	135,760	165,210
	教育扶助	—	—	—	—	—	—
	期末一時扶助	40,620	22,720	13,520	22,030	22,030	22,720
	住宅扶助	46,000	46,000	36,000	43,000	43,000	46,000
年額総計	2,607,960	2,544,500	1,395,260	2,055,690	2,076,450	2,454,140	
A 給与所得換算	1,642,800	1,700,800	845,260	1,356,400	1,373,200	1,636,400	
B 親族控除	760,000	760,000	0	380,000	380,000	760,000	
C その他控除	0	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
政令月収換算 A - (控除合計) / 12	73,567	70,067	62,105	73,033	74,433	64,700	
減免基準額	74,000	70,000	62,000	73,000	74,000	64,000	

※標準世帯とは？

国における生活扶助基準の改定に際して、生活扶助基準の基軸となる世帯として利用するもの。

現在は「33歳男性、29歳女性、4歳子」の三世帯とされている。

世帯人数ごとに減免基準換算を行うと、基準にばらつきが生じる

減免区分ごとの月収上限額換算について

試算1

標準世帯(33歳、29歳、4歳)

基準額	生活保護費 年間支給額	乗率	金額	月収上限額 ※
	(A)	(B)	(C)=A×B	
(円)	(円)	(%)	(円)	(円)
70,000	2,544,500	100	2,544,500	70,000
		90	2,290,050	55,000
		80	2,035,600	40,000
		70	1,781,150	26,000

※月収上限額は千円未満を四捨五入



入居者の収入	減額率
55,000円を超え70,000円以下の場合	家賃の10%
40,000円を超え55,000円以下の場合	家賃の20%
26,000円を超え40,000円以下の場合	家賃の40%
26,000円以下の場合	家賃の60%

- ① 前ページで算出した「生活保護費年間支給額(P7「年額総計」)」に減免区分ごとの月収上限額を設定するための乗率(100%、90%、80%、70%)を乗じる。

～試算1の標準世帯の場合～

- ア. $2,544,500 \times 1.0 = 2,544,500$ 円 ⇒ 減免区分「10%減額」の月収上限額とする
 イ. $2,544,500 \times 0.9 = 2,290,050$ 円 ⇒ 「20%減額」の上限
 ウ. $2,544,500 \times 0.8 = 2,035,600$ 円 ⇒ 「40%減額」の上限
 エ. $2,544,500 \times 0.7 = 1,781,150$ 円 ⇒ 「60%減額」の上限

- ② 上記①で算出した減免区分別上限額をそれぞれ給与所得と見立てて政令で規定された所得計算を実施

～イを例にとって換算～

$$\begin{aligned} 2,290,050 \text{ (円)} &\Rightarrow 2,288,000 \text{ (円)} \text{ ※} \\ 2,288,000 \text{ (円)} &\times 0.7 - 80,000 = 1,521,600 \text{ (円)} \leftarrow \text{年間所得} \end{aligned}$$

※4000で割り小数点以下を切り捨てた後4000を掛ける

- ③ 上記②で算出した年間所得から該当する控除をひく

$$1,521,600 \text{ (円)} - 860,000 \text{ (円)} = 661,600 \text{ (円)}$$

※標準世帯における控除は、基礎控除10万円、扶養控除38万円×2名の計86万円

- ④ 上記③を12で割り1か月あたりの金額を算出

$$661,600 \text{ (円)} \div 12 \text{ (月)} = 55,133 \div \underline{55,000 \text{ (円)}}$$

- ⑤ ウやエについても同様に②～④の計算を行い、減免区分別の月収上限額を算出する。

試算2における減免基準額から減免区分ごとの月収上限額を換算すると

単身世帯 (入居者平均年齢 72歳)

基準額	生活保護費 年間支給額	乗率	金額	月収上限額
	(A)	(B)	(C)=A×B	
(円)	(円)	(%)	(円)	(円)
62,000	1,395,260	100	1,395,260	62,000
		90	1,255,734	50,000
		80	1,116,208	39,000
		70	976,682	27,000



入居者の収入	減額率
50,000円を超え62,000円以下の場合	家賃の10%
39,000円を超え50,000円以下の場合	家賃の20%
27,000円を超え39,000円以下の場合	家賃の40%
27,000円以下の場合	家賃の60%

2人世帯 (入居者平均年齢 73歳、71歳)

基準額	生活保護費 年間支給額	乗率	金額	月収上限額
	(A)	(B)	(C)=A×B	
(円)	(円)	(%)	(円)	(円)
73,000	2,055,690	100	2,055,690	73,000
		90	1,850,121	61,000
		80	1,644,552	51,000
		70	1,438,983	34,000



入居者の収入	減額率
61,000円を超え73,000円以下の場合	家賃の10%
51,000円を超え61,000円以下の場合	家賃の20%
34,000円を超え51,000円以下の場合	家賃の40%
34,000円以下の場合	家賃の60%

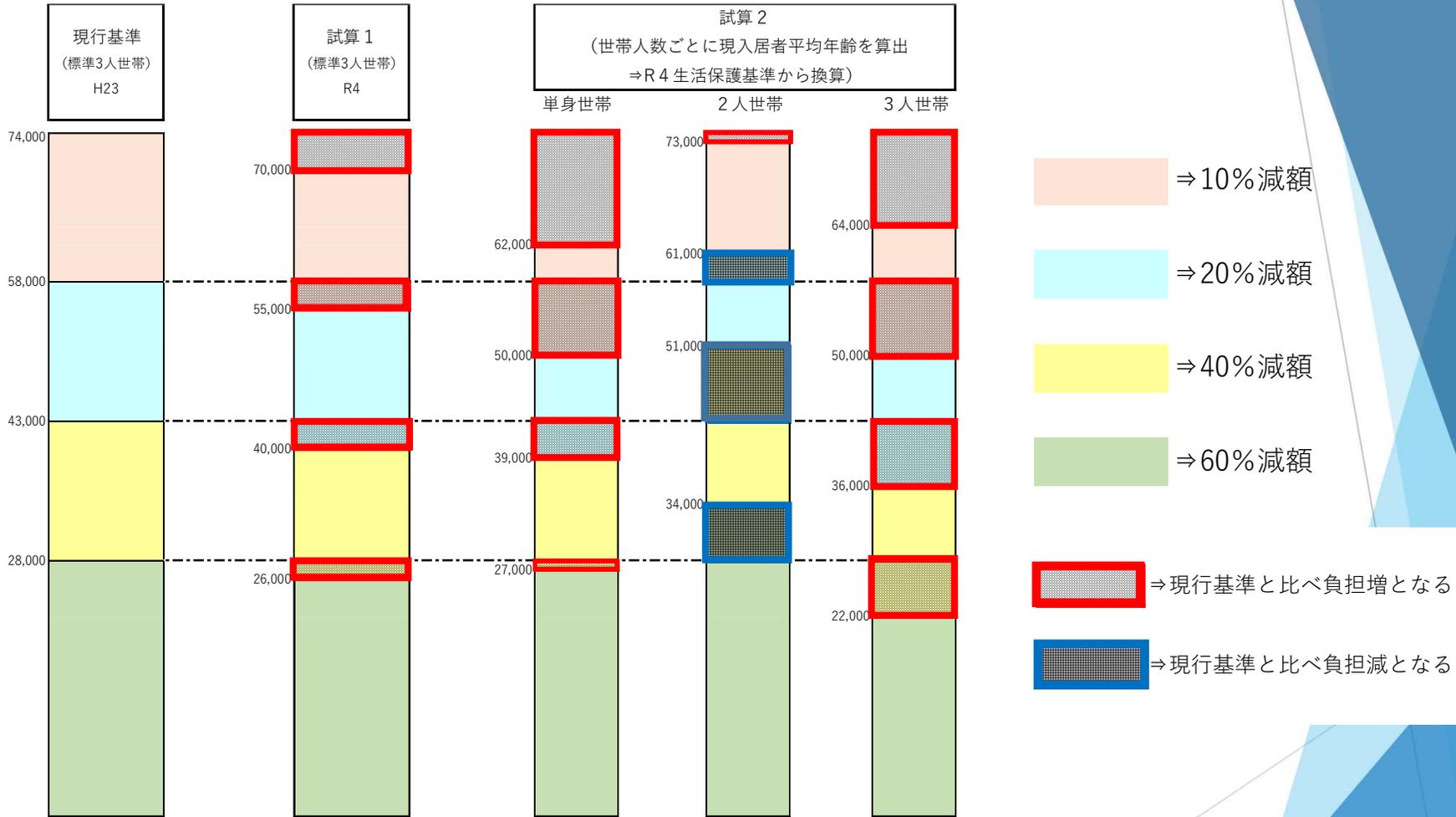
3人世帯 (入居者平均年齢 65歳、62歳、32歳)

基準額	生活保護費 年間支給額	乗率	金額	月収上限額
	(A)	(B)	(C)=A×B	
(円)	(円)	(%)	(円)	(円)
64,000	2,454,140	100	2,454,140	64,000
		90	2,208,726	50,000
		80	1,963,312	36,000
		70	1,717,898	22,000



入居者の収入	減額率
50,000円を超え64,000円以下の場合	家賃の10%
36,000円を超え50,000円以下の場合	家賃の20%
22,000円を超え36,000円以下の場合	家賃の40%
22,000円以下の場合	家賃の60%

基準変更による影響（試算）



R3年件数: 10452件
(基準比較のため単身
~3人世帯のみ抽出)

443件が負担増
(単身: 187件、2人:
202件、3人: 54件)

単身: 325件が負担増
2人: 4件負担増、284件負担減
3人: 136件負担増

② 最低負担額・全額免除のあり方

最低負担額の考え方・見直しの経緯

市営住宅の維持管理に最低限必要な財源の確保の観点
(平成17年導入時)

近傍同種家賃に占める修繕費の割合が
一番低い団地の修繕費割合
×
当該団地の1分位の平均家賃

近傍同種家賃(政令・省令・告示等で以下の項目の算定方法・率等を規定)

- ・近傍同種の住宅の複成価格×1年あたりの利回り
- ・償却額
- ・修繕費
- ・管理事務費
- ・損害保険料
- ・貸倒れ・空家損失補てん等引当金
- ・公課

合計 ÷ 12

近傍同種家賃に占める
修繕費の割合が
最も低い団地
15.91%

×

当該団地の1分位の
平均家賃
22,144円

= 3,519円

市内平均の数値を適用した場合
(H25見直し～現在)

近傍同種家賃に占める
修繕費の割合
全市平均
18.98%

×

全市の1分位の
平均家賃
22,022円

= 4,179円

市内平均の数値を適用した場合
(R3年度の数値で試算)

近傍同種家賃に占める
修繕費の割合
全市平均
21.93%

×

全市の1分位の
平均家賃
22,859円

= 5,012円

最低負担額の現状

◆ 減免後家賃の状況

～旧基準によるH23年度の状況

平成23年4月現在

調定額(減免後の家賃)(円)	世帯数	割合(%)
0(免除)	244	3.1
3,500	1,560	19.9
3,501 ~ 5,000	2,461	31.4
5,001 ~ 10,000	2,506	32.0
10,001 ~ 15,000	456	5.8
15,001 ~ 20,000	315	4.0
20,001 ~ 25,000	185	2.4
25,001 ~ 30,000	86	1.1
30,001 ~ 35,000	26	0.3
35,001 以上	1	0.0
合計	7,840	100.0

～現行基準によるR3年度の状況

R4.3月末

調定額(減免後の家賃)(円)	世帯数	割合(%)
0(免除)	614	7.0
4,200	34	0.4
4,201 ~ 5,000	208	2.4
5,001 ~ 10,000	3,975	45.2
10,001 ~ 15,000	2,988	34.0
15,001 ~ 20,000	499	5.7
20,001 ~ 25,000	287	3.3
25,001 ~ 30,000	144	1.6
30,001 ~ 35,000	32	0.4
35,001 以上	11	0.1
合計	8,792	100.0

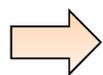
- 平成23年度当時の最低負担額3,500円が適用になったのは7,840世帯中1,560世帯で、減免総世帯の約2割を占めていた。
- その後最低負担額を引き上げたが、令和3年度最低負担額4,200円が適用になったのは、8,792世帯のうち34世帯
- 現行基準は最大減額率は60%であり、減免前の家賃が10,500円以上の住宅は最大減額率をかけても4,200円を超える
- 減免前の家賃が10,500円未満の住宅は100戸（R4.3月末時点）

全額免除の考え方・見直しの経緯

◆全額免除の基準

- ①失職、病気その他の特別な事情により、世帯が無収入であると認められる場合。
- ②病気、災害その他特別な事情により支出した費用がある場合で当該費用が世帯の収入と同程度以上であるとき。
- ③生活保護世帯で、長期入院等の理由により住宅扶助が停止されたとき。

平成13年度以前



平成14年度改正



平成18年度改正



平成25年度改正

①月収の計算方法
年金・給与等それぞれの所得計算

②減免対象基準
38,000円以下

③負担額
月収額×20・15・10%の3段階

④全額免除基準
月額所得が25,000円以下

①月収の計算方法
給与・年金等の全ての収入を給与
収入とみなし所得計算

②減免対象基準
72,000円以下

③負担額
家賃額に対し20～90%の6段階

④全額免除基準
無収入の者に限定

・最低負担額を3,500円
に設定

①月収の計算方法
老年者控除廃止、医療費控除縮小

②減免対象基準
74,000円以下

③負担額
家賃額に対し40～90%の4段階

・最低負担額を4,200円に設定

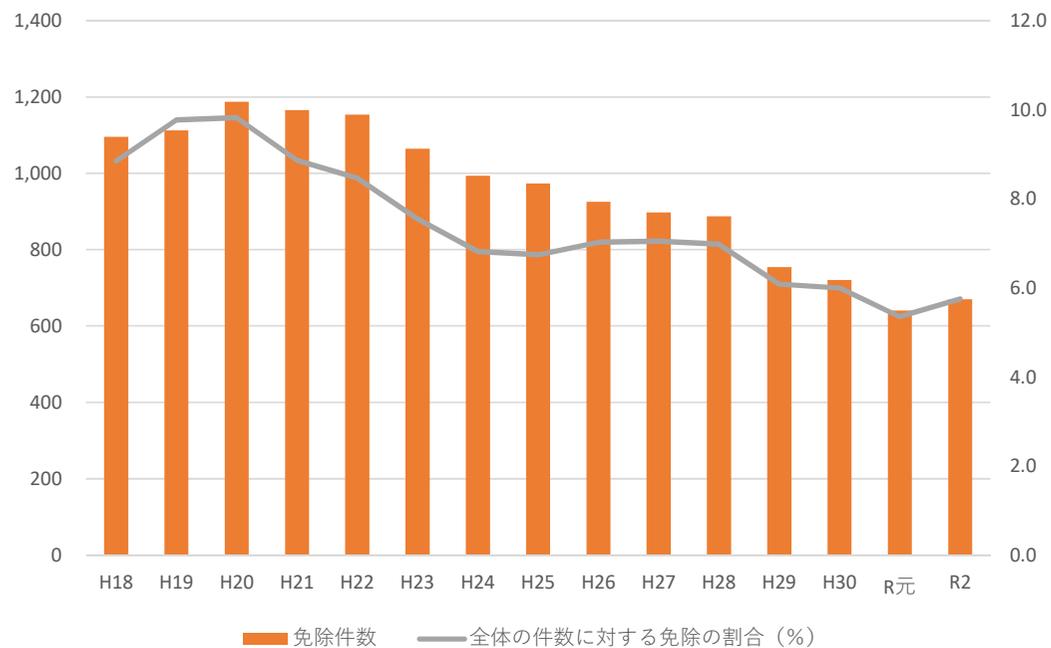
・当時年金の所得控除や老年者控除などの控除が大きいため、大半の申請者が月額所得0円。

・結果、減免総数の9割以上が全額免除

全額免除の考え方・見直しの経緯

◆近年における全額免除の推移

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
減免件数	12,394	11,392	12,094	13,149	13,620	14,106	14,587	14,449	13,176	12,750	12,722	12,401	12,024	11,974	11,641
免除件数	1,096	1,113	1,188	1,166	1,154	1,065	994	974	926	898	888	755	721	641	670
全体の件数に対する免除の割合(%)	8.8	9.8	9.8	8.9	8.5	7.5	6.8	6.7	7.0	7.0	7.0	6.1	6.0	5.4	5.8



・減免件数のピークはH24、全額免除のピークはH20

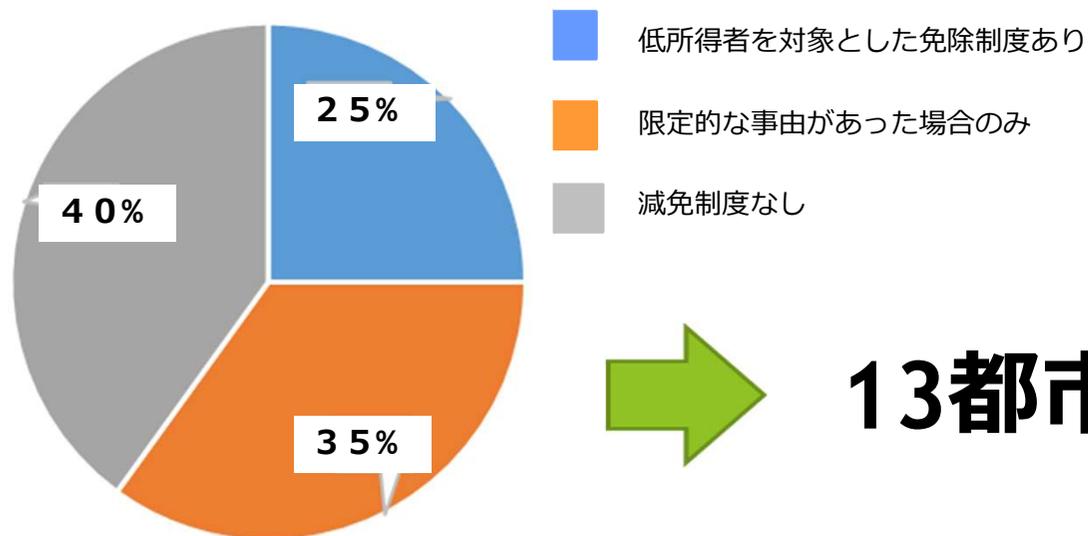
・いずれも近年は横ばいもしくは減速している

・ここ2年は全体件数に占める全額免除の割合は5%台まで下がっている。

他都市の状況

～全額免除制度の有無

低所得者を対象とした免除制度あり	5	札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市
限定的な事由があった場合のみ (生活保護の住宅扶助廃止、災害時等)	8	浜松市、さいたま市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、熊本市、福岡市
免除制度なし	8	新潟市、相模原市、静岡市、堺市、岡山市、広島市、北九州市



13都市は全額免除制度あり